

【（介護予防）訪問リハビリテーション運営規程】

医療法人社団兼誠会 つかぐち病院

（運営規程設置の趣旨）

第1条 医療法人社団兼誠会が設立するつかぐち病院（以下、「事業所」という。）が行う指定（介護予防）訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 事業所が行う事業は、介護保険法で定める訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを提供するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護又は要支援状態にある利用者の居宅を訪問しサービスの提供を行う。

主として、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法士等が必要なりハビリテーションを行い、利用者の有する能力に応じて、可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 入院中からの在宅生活における不安軽減を図り、退院直後からの安心・安全な在宅生活ができるように集中的に支援する。

- 1 定期的な心身のアセスメントのもと、生活状況にあわせた課題をより専門的視点から整理し、基本的動作、ADL、IADL、認知機能の改善に向けて支援する。
- 2 移動等の手段を確立し、生活範囲の拡大を図り、目的や役割ある外出につなげ生活意欲を高めるように支援する。

事業所は自分らしい生活をより長く過ごすために、地域の皆様の幸せづくりのお手伝いを行う。また、利用者ご本人に積極的に活動して頂き、体力の向上はもちろんのこと、日常生活の中で自分の役割や楽しみを見つけて「やりたいことができる自分」になっていただけるよう専門職による安全かつ適切で効果的なりハビリテーションを提供するものとする。

（事業所の名称及び所在地等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人社団兼誠会 つかぐち病院
- 2 所在地 兵庫県尼崎市南塚口町6丁目8番1号
- 3 管理者氏名 病院長 杉本 佳則
- 4 電話番号/FAX番号 06-6429-1463 / 06-6427-6460
- 5 サービスの種類 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
- 6 介護保険指定番号 兵庫県指定 第 2813027071 号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 医師 1名 (常勤専従)
管理者である医師は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、利用者の病状及び心身の状況に応じて、他職種と連携しつつ医学的な対応を行う。
- 2 医師 1名 (常勤専従)
医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、他職種と連携しつつ医学的な対応を行う。
- 3 理学療法士 3名以上 (非常勤兼務)
理学療法士は、医師等の他職種と共同してリハビリテーション計画書を作成するとともに、それに基づき、リハビリテーションサービスを提供する。
- 4 作業療法士 1名以上 (非常勤兼務)
作業療法士は、医師等の他職種と共同してリハビリテーション計画書を作成するとともに、それに基づき、リハビリテーションサービスを提供する。

*事業所は、つかぐち病院の方針により従業員研修を実施することとする。

- ・年6回以上の院内研修(感染対策、医療安全、身体拘束、接遇等)
- ・年1回以上の院外研修
- ・その他、症例検討会等を実施

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日とする。
土曜・日曜日、国民の休日及び年末年始(12/30~1/3)は除く。
- 2 営業時間 8時30分から17時00分までとする。
サービス提供時間 午前：8時30分から12時00分とする。
午後：13時00分から17時00分とする。
- 3 相談・受付 月曜日から土曜日とする。
営業時間：8時30分から17時00分までとする。

(通常の事業の実施区域)

第7条 通常の事業の実施区域は、下記の区域とする。

尼崎市・伊丹市の一部(当事業所から半径3.0km以内の地域)

(介護予防)訪問リハビリテーションのサービス内容)

第8条 (介護予防)訪問リハビリテーションのサービス内容は、次のとおりとする。

- 1 リハビリテーション計画の作成及び評価
- 2 機能訓練
- 3 健康チェック
- 4 相談及び援助
- 5 家屋評価

(利用料及びその他の費用の額)

第9条 利用料及びその他の費用の額は、次のとおりとする。

- 1 指定（介護予防）訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該（介護予防）訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。詳細は別紙の料金表のとおりとする。
- 2 交通費
事業所より半径3.0kmの範囲は無料
- 3 キャンセル料
利用者の都合によりサービスを中止する場合は、利用予定日の前日17時以降のキャンセルで利用料金の1割の額（実費負担）を徴収することとする。
ただし、利用者の体調や病状の急変など、やむを得ない事情がある場合はキャンセル料は不要とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 事業所のサービス利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- 1 サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者（介護予防支援事業支者）が交付するサービス利用票を提示していただく。
- 2 金銭や貴重品、携行品の紛失に当たっては責任を負いかねるため、ご自身で管理していただく。
- 3 従業者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮していただく。
- 4 事業所では自宅の鍵の管理はせず、訪問時に開錠していただくか、キーボックスなどを利用していただく。
※万が一、鍵の紛失などがあった場合、当事業所は一切の責任を負いかねる。
- 5 サービス提供前後の食べ物や飲み物のお心遣いは一切遠慮させていただくこととする。執拗な場合はサービスの提供を終了させていただくこともある。
- 6 ご本人様からの応答がない場合など必要に応じて居宅内に立ち入り、介助・救急要請を行う場合があるが、その際は事故や家屋、家財などの破損・紛失等がないよう細心の注意を払いながら行うこととする。万が一、事故や破損・紛失等が発生した場合、故意によるものを除き当事業所はその責を負わなものとす。
- 7 入院や度重なる無断キャンセル、その他上記事項を守れない方のご利用はお断りさせていただくこととする。
- 8 心臓疾患のある方は契約される前に医師へご相談の上、サービス利用の許可をいただくようにしていただく。
- 9 交通事情等により、稀にサービス時間が前後することがあることに、ご了承ください。
- 10 事業所都合で、予定の時間に訪問できない場合は下記の措置をとることとする。
5～10分の遅れ：電話連絡・要相談
10分以上の遅れ：振替措置

(緊急時等における対応方法)

第11条 事業所は「急変時対応マニュアル」「事故発生対応マニュアル」「訪問時事故発生マニュアル」を作成している。

サービス提供中に病状の急変などが生じた場合（発熱37.5℃以上、意識の低下、転倒による裂傷等）、予め届けられた緊急連絡先へ速やか連絡することとする。

緊急時の場合は、緊急連絡先に連絡をすることなく救急要請をすることもある。

(医療事故発生後の対策)

第12条 サービス提供中に発生した重大な医療事故については、つかぐち病院の「医療安全対応マニュアル」に準じ、医療安全対策委員会を緊急開催し、事故の分析にあたることとする。誠実に対応し、事業所に過失があると認められる場合には、損害保険による補償を行い、厚生労働省へ医療事故として届出を行うこととする。

(非常災害対策)

第13条 事業所の「災害防止マニュアル」に準じ、非常災害の発生に備え、避難経路及び協力機関等との連携方法を策定し、定期的に避難誘導訓練を実施する。

- 1 利用日に「特別警報」「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」等が発令された場合は臨時休業とする。また、警報が発令されていなくても、事業所が訪問困難と判断した場合は臨時休業とする。
- 2 尼崎市に震度5以上の地震が発生した場合、臨時休業とする。震度5未満の場合であっても、訪問が困難であると管理者が判断した場合は臨時休業とする。

(苦情処理等)

第14条 事業所は、サービス提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 1 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 2 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第15条 事業者とその従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報を適切に取り扱い、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。この守秘義務は契約終了後も同様の扱いとする。ただし、下記については利用者またはその家族の同意を得て、個人情報を使用するものとする。

- 1 サービス担当者会議等において他のサービス事業者と情報を共有・連携し、介護保険法に関する法令等に基づき行う居宅サービス・利用者支援を適切かつ効果的に実施・提供するための場合
- 2 サービス提供にかかる請求業務などの事務手続きやサービス利用に関わる管理運営のための場合
- 3 緊急時等において、利用者の生命やその他有する権利・利益を保護するための場合

- 4 法令上義務付けられている、関係機関からの依頼があった場合
- 5 損害賠償責任等にかかる公的機関への情報提供が必要な場合
- 6 職員研修や学会等における資料等で個人名が特定されない形で報告する場合
- 7 特定の目的のために同意を得たものについては、その利用目的の範囲内で利用する

(身体拘束・虐待の防止)

第16条 事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じる。

- 1 虐待防止に関する責任者を、次のとおり選定する。
虐待防止に関する責任者：管理者 杉本 佳則
- 2 サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。
- 3 虐待防止・身体拘束等の適正化のために対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 4 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 5 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じる。
- 6 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
- 7 やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(感染症管理体制の実施)

第18条 事業者においてはつかぐち病院の院内感染防止対策マニュアルに準じ、感染症が発生、または蔓延しないように必要な措置を講じる。感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努める。

- 1 従業者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
- 2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 3 事業所における感染症等の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底する。
- 4 事業所における感染症等の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- 5 従業者に対し、感染症等の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(感染症や災害への対応力強化)

第19条 国から感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化及び災害への地域と連携した対応の強化が義務づけられており、それに対する措置を講じる。

厚生労働省老健局「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参考に、対策や必要な措置を講じる。

- 1 感染症等や非常災害の発生において、利用者に対する（介護予防）訪問リハビリテーションの提供や継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。
- 2 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(ハラスメント対策)

第20条 事業者はハラスメントの防止措置を講ずる義務が課せられており、その内容として、防止計画の策定、相談窓口の設置、従業員の教育等を行う必要がある。

なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれる。

- 1 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
職場におけるハラスメントの内容、職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発していく。
- 2 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する。
- 3 ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じる。

(会議や他職種連携におけるICTの活用)

第21条 事業者は、運営基準や加算の要件等において実施が求められる各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く）について、感染防止や他職種連携の促進の観点から、以下の措置を講じる。

- 1 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用して行う。
- 2 利用者等が参加するものについては、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施する。

(暴力団等の影響の排除)

第22条 事業者は、その運営について、暴力団等の支配を受けないものとする。

(利用者への説明・同意等)

第24条 利用者及びその家族等の利便性向上並びに事業者の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、書面に代えて、電磁的方法（電子メール等による同意の意思表示の確認）による対応を行うことが可能となる。

ただし、この内容は、従来の書面での署名・押印の取扱いに加え、電子的方法により利用者の同意等の意思表示を確認することでも可とするものであり、同意等を省略するものではない。

電子的方法により行わない場合は、これまでと同様に書面で行う必要がある。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及び結果の公表)

第24条 事業者は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていく。事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努める。

(人格の尊重)

第25条 事業者は、当該事業を利用する障害者の意思及び人格を尊重し、常に障害者の立場に立った障害福祉サービスを提供する。

(記録の整備)

第26条 各サービスの計画、各サービスを提供した具体的なサービス内容等の記録、利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた際等の市町村への報告、利用者からの苦情の内容、事故の状況及びその対応に関する記録等は、当該サービス完結の日より5年間保存することとする。

(身分証の携行)

第27条 介護支援相談員及びサービス提供担当者は身分証明書を携行し、初回訪問時及び利用所又はその家族から求められた時は提示することとする。

(その他、運営に関する重要事項)

第28条 地震や非常災害、その他やむを得ない事情のある場合を除き、定員を超えて利用させないこととする。

(介護予防) 訪問リハビリテーションに関連する政省令及び通知、並びに本運営規定の定める事項のほか、運営に関する重要事項については医療法人社団兼誠会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この運営規程は、2020年7月1日から施行する。

1. 2021年 4月 1日に一部改定する。
2. 2024年 6月 1日に一部改定する。